

【届出書の届出先（加古川市内に施設・事務所が所在する場合）】

施設等の区分	届出先
各施設の設置者・事業者が設定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2つ以上の都道府県に所在する場合 （例：A県とB県に特定教育・保育施設が所在する）	内閣総理大臣 （内閣府子ども・子育て本部）
各施設の設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が加古川市内のみに所在する場合	加古川市長
上記以外の場合 （例：兵庫県内で加古川市と加古川市以外の市町村に特定教育・保育施設が所在する）	兵庫県知事